



裁判員制度 パネル展

宮崎地方裁判所

裁判員制度は

国民から選ばれる裁判員が
刑事裁判に参加する制度です



6人の裁判員と3人の裁判官が
ともに刑事裁判に立ち会い
被告人が有罪か無罪か
有罪の場合どのような刑にするかを
判断します

平成31年の 裁判员候補者名簿に登録された方へ お知らせを発送しました

裁判员候補者名簿記載通知イメージ



◆ 平成30年11月21日に発送しました ◆

平成31年の裁判员候補者名簿に登録された方へ「裁判员候補者名簿への記載のお知らせ(名簿記載通知)」を発送しました。

これは、平成31年2月頃から翌年2月頃までの間に、裁判所にお越しいただき、裁判员に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのもので、この段階で、すぐに裁判所へお越しいただく必要はありません。

裁判員候補者名簿に 登録されたことのお知らせと 一緒に調査票もお送りしています

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

返送期限 平成30年11月30日(金)【必着】

調査票 ③ページ

以下の場合には、必ずお尋ね項目に○をつけてください。必要な事項を記入してください。

〇〇 〇〇 様 〇〇地方裁判所

000000000

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

1 平成31年(2019年)1月1日現在、70歳以上である。
→ 裁判は終了です。再調査を希望する裁判員は不要です。

2 平成27年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある。
⇒ 平成 年 月 日 地方裁判所 支庁

3 平成29年4月1日以後、選任予定裁判員であったことがある。
⇒ 平成 年 月 日 地方裁判所 支庁

4 平成27年4月1日以後、検察審査員又は補充検察審査員の職にあったことがある。
⇒ 平成 年 月 日 検察審査会

5 平成31年(2019年)の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。
→ 学生等の場合は、他の裁判員が必要で、辞退はできません。

6 平成31年(2019年)の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判に参加することがむずかしい。
⇒ (病名、病状の経過等を記入してください) 診断書等の写し等の提出が必要で、辞退はできません。

第2 裁判員になることができない職業

同時の「調査票(③ページ)の記入のしかた(おともて)」記載のartzの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に○をつけてください。

1 該当する。
→ 社会生活の妨げ等の理由が必要で、辞退はできません。

00000000F 1 うちに続きです

④ページ 調査票(続き)

第3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合

(2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。あわせて、具体的な事情を記入してください。の調査票(③ページ)の記入のしかた(おともて)を参照してください。)

<その1>

【辞退を希望する月】 【理由】 【医師の診断書】

□ 月

1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出席予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

↑ ひと月のみ記入してください。

<その2>

【辞退を希望する月】 【理由】 【医師の診断書】

□ 月

1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出席予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

↑ ひと月のみ記入してください。

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【裁判所の住所】
〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

【裁判員の住所】
〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

都道府県 市区町村

これで終わりです
きりとり線で切り離して返送してください

◆ 調査票での辞退の申し出について ◆

調査票では、①1年間を通じての辞退の希望・理由、②裁判員になることができない職業に就いているか、③特定の月における辞退の希望・理由などをお尋ねしています。

なお、この調査票以外に、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や、裁判員選任手続において辞退を申し出ていただくことも可能です。

名簿記載通知が届いてから 裁判員に選ばれるまで ～ 裁判員選任手続の流れ ～

平成30年秋頃

裁判員候補者名簿の作成

20歳以上で選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

平成30年11月21日(水)

候補者へ通知・調査票の送付

調査票の記載から、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

事件ごとの裁判員候補者がくじで選ばれます

期日のお知らせには、裁判員を務めていただく予定の期間を記載しています。このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。

選任手続期日の6～8週間前(平成31年1月以降)

選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

質問票の記載から、辞退が認められる人は、裁判所にお越しいただく必要はありません。

選任手続期日(平成31年2月頃～平成32年2月頃)

裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続(選任手続)を行います

裁判長は、候補者に対し、辞退希望等について質問をします(質問手続)。

裁判員となる人を決定します



最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合は補充裁判員も選任)をくじで決定します。

この段階において、裁判員になれない人や辞退が認められた人は、その事件の候補者から除外されます。

裁判員に選ばれてから裁判員としての仕事を終えるまで

～ 裁判員の仕事 ～

1. 審理に立ち会う

裁判員は、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます。)に立ち会います。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。

なお、裁判員は、証人等に質問することもできます。



2. 評議(評決)する

裁判員は、裁判官と法廷で見聞きした証拠をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかについて議論(評議)、結論を出す(評決)こととなります。

評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。



3. 判決に立ち会う

裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の仕事は終了します。



宮崎県では1,600の方が平成31年の裁判員候補者に選ばれました



Q. 裁判員候補者に選ばれる確率は？



約578人に1人です。

※県内の有権者全体数に占める平成31年の裁判員候補者名簿に登録された方(1,600人)の割合です。

Q. 裁判員等に選ばれる確率は？



約19,149人に1人です。

※県内で平成29年に選任された裁判員は37人、補充裁判員は12人でした。裁判員等に選ばれる確率は、20歳以上の有権者19,149人に1人程度となります。

Q. 裁判員裁判はどこで行われるの？



宮崎県では**宮崎地方裁判所**で行われます。

Q. 裁判員裁判になる事件はどれくらいあるの？



平成29年は県内で**7人**起訴されました。

※平成29年の裁判員裁判対象事件の新受人員です。

Q. 裁判員が裁判所に出席した日数は？



平均約7.0日です。

※選任手続、公判、評議等に出席した日数

(平成29年)

裁判手続に参加した日数	割合
3日	1.0%
4日	13.0%
5日	20.6%
10日以内	56.3%
11日以上	8.8%

Q. 裁判員裁判ではどのような事件を扱うの？



一定の重大な犯罪に関する地方裁判所の刑事事件を扱います。

※全国の地方裁判所における裁判員裁判対象事件の新受人員(起訴された人員)内訳(平成29年)

事件罪名	人員	割合
殺人	278人	24.8%
強盗致傷	253人	22.5%
現住建造物等放火	105人	9.4%
覚せい剤取締法違反	102人	9.1%
傷害致死	96人	8.6%
その他	288人	25.7%

国民の皆さんが参加することによって ひとりひとりの感覚や経験に根ざした 新鮮で多様な視点が裁判にもたらされます

裁判員制度は、平成21年5月21日に始まりました。これまで、様々な年代や職業の方々に、裁判員として裁判に参加していただき、多くの判決が出されています。

裁判員制度は、国民の皆さんのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



裁判員経験者の声

～実際に裁判員を経験された方々の声をご紹介します～

最初は自分に務まるだろうかと不安があり、かなりのとまどいがあったが、裁判官、裁判員と議論する中で、時間の経過と共に裁判というものに興味が湧いてきました。これから裁判員に選ばれる方々も何ら心配する必要はないと思います。
(60代・男性・無職)

裁判がどのように進められているのか、実際に経験できた事で、仕組みを理解し、自分とは関係がないと思っていた「裁判」が身近に感じられるようになった。また、今後も、身の周りで起こっているニュース等、裁判に興味を持てるようになった。
(30代・女性・専業主婦)

司法は、自分とは別世界の事と思っていましたが、そうでないとわかりました。自分も社会の一員であり、世の中で起こっている事にもっと関心を持って生活していかなければと感じました。子供に語れる人生経験が1つできてよかったです。
(40代・女性・パート・アルバイト)

私は人前で話をしたり、自分の意見を言ったりするのが苦手で、自分に裁判員が務まるかとても不安でした。裁判官の方や皆さんの意見を聞いて、だんだん自分の考えもまとまってきたり、最近一つの事をこんなにも真剣に考えた事がなかったのも、とてもいい経験ができました。
(30代・男性・お勤め)

検察官や弁護人の説明に、わかりやすい表や図の入った資料が配布されるのにびっくりした。裁判員に少しでもわかりやすく理解してもらおうという配慮を感じた。
(50代・女性・お勤め)

話しやすい雰囲気のおかげで意見を言う事ができ、またその事に少しずつ慣れる事ができました。その事が自分自身の自信に繋がったと思います。裁判について理解や興味が深まった事も本当に良かったと感じています。
(20代・女性・専業主婦)

ひとつの事例でも多様な考え方があり、全く初めて集まった方々と、前向きに議論できた。
(50代・女性・お勤め)